第四十二条の十一の三を第四十二条の十二とする。

第四十二条の十二の二第三項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二の四第一項中「各事業年度」の下に「並びに第四十二条の十二の七第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、同条第九項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改める。

第四十二条の十二の五第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける事業年度」を削り、「百分の三」を「百分の四」に、「同項に規定する」を「給与等の支給額の引上げの方針、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として」に、「から」を「（第四十二条の四第十九項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）から」に改め、「（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「特定税額控除限度額」を「税額控除限度額」に改め、同項第一号中「百分の四」を「百分の五」に、「百分の十五」を「百分の五（継続雇用者給与等支給増加割合が百分の六以上である場合には、百分の十五）」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「（当該事業年度において第四十二条の十二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）」を削り、「のうち二以上の号に掲げる要件を」を「に掲げる要件のいずれも」に、「当該二以上の号」を「当該各号」に、「第五項第十二号」を「第四項第十号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第七号を削り、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第十一号」を「第九号」に改め、「他の者」の下に「（その法人が外国法人である場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を含む。）」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　特定法人　常時使用する従業員の数が二千人以下の法人（当該法人及び当該法人との間に当該法人による法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が一万人を超えるものを除く。）をいう。

第四十二条の十二の五第五項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第九号とし、同項第十二号中「第三項」を「第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前項」を「前項第九号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、「又は第二項」を削り、「、第一項から第三項まで」を「、第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第五項」を「第四項」に、「第四項」を「第三項」に改め、「比較教育訓練費の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「第四項まで」を「第三項まで」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第四十二条の十二の六第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「並びに次条第一項に規定する確認を受けた法人の同項に規定する特定生産性向上設備等の投資に関する計画の期間として財務省令で定める期間内の日を含む各事業年度」を加え、「百分の五十」を「百分の三十」に改め、同条第二項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十四」を「生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の十

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の五

第四十二条の十二の六第二項第二号を次のように改める。

二　中小企業者以外の法人が事業の用に供した生産工程効率化等設備　次に掲げる生産工程効率化等設備の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　当該生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして政令で定めるもの　百分の八

ロ　イに掲げるもの以外の生産工程効率化等設備　百分の三

第四十二条の十二の六第二項第三号を削り、同条第十三項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、同条第十四項中「要件のいずれにも」を「要件のいずれかに」に、「前条第五項第一号」を「前条第四項第一号」に改め、同項第一号中「前条第五項第四号」を「前条第四項第五号」に、「同条第五項第五号」を「同条第四項第六号」に、「百分の一」を「百分の二」に改め、同条第十七項中「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」を「第四十二条の四第二十三項及び第二十四項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に、「第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」を「第十四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の七　青色申告書を提出する法人が、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びに政令で定めるソフトウエアで、産業競争力強化法第二条第二十項に規定する特定生産性向上設備等（その法人が経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第　　号）の施行の日から令和十一年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に同条第二十項の確認を受けたものに限る。第三項及び第四項において「特定生産性向上設備等」という。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定機械装置等」という。）の取得等（取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）又は製作若しくは建設をいい、建物にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合において、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの間に、当該特定機械装置等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供したとき（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。